

- 第1条（総則）
本規約は、商品撮影の依頼者とグリーンベーターが行うスタジオ撮影に関して、依頼者とグリーンベーターに関わる権利義務関係を規定するものであって、依頼者及びグリーンベーターの双方を拘束する。

第2条（スタジオ撮影の目的）
グリーンベーターが行うスタジオ撮影は、商品売買を助長する広告宣伝、或いは趣味等の私的使用を目的に実施する。

第3条（主要用語の定義）
本規約に置いて、以下の用語は、以下の意義を有するものとする。
(1) スタジオ撮影：グリーンベーターが所有する撮影システムにより撮影すること
(2) 成果物：撮影した画像を加工、編集した1まとまりのデジタル情報
(3) ビデオ録画：グリーンベーターが所有するビデオカメラにて開梱、梱包の公正を確保する目的で依頼品の状態・数量を記録すること

第4条（手数料）
依頼者はグリーンベーターが別に定める撮影及び成果物に対する手数料を、依頼時又は定められた時期に支払うものとする。

第5条（スタジオ撮影の実施と解除）
依頼者がスタジオ撮影を依頼した商品に対してグリーンベーターが行うスタジオ撮影は、撮影においてグリーンベーターが採用する技術と情報に基づいて撮影し、その撮影後の成果物を依頼者に納品し、依頼品を返却するものである。
2 依頼品がその種類又は加工等のため経時変化するものであっても、グリーンベーターは、撮影時における依頼品のそのまゝ状態で撮影すれば足りる。
3 スタジオ撮影では、全ての依頼品を置いて撮影するため、置く、又は別の物体に触れる場合がある。この時、グリーンベーターは最大限の注意を払い依頼品を取り扱うが、接触に伴うキズが付くことをあらかじめ承諾する。
4 グリーンベーターが依頼品に関して撮影が不可能と判断した場合は、その旨依頼者に通知を行うことにより、本件依頼を解除することができる。この場合、グリーンベーターは、既に依頼者から受領済みの手数料があれば、当事者間で別段の合意がない限り、依頼品と共にこれを依頼者に返還する。なお、返還する金員には利息を付さない。

第6条（スタジオ撮影の方法）
スタジオ撮影に当たっては、全ての依頼品の数量、品番をスタジオに持込む際、又は郵送の場合は開梱時に確認する。グリーンベーター又は依頼者が用意した一覧リストに基づき確認する。確認の公平性を確保するためにビデオ録画する。
2 依頼品を撮影商品一覧表に照らし合わせ確認し、差異がある場合は、依頼品を預からない。郵送の場合は、第13条に従って返却する。その事で、撮影日程に沿うことが難しい場合は、延期、又は日程を再調整することをあらかじめ承諾する。日程の再調整が難しい場合は、依頼者は撮影をキャンセルすることができる。キャンセルする場合は、手数料の10％を支払うものとする。
3 依頼者の申し出により宝石又は金属のキズ、磨き残し等をできるだけ見せないような撮影をできるようにするが、その場合、依頼者は撮影後の成果物が期待した撮影構成と異なる場合があることをあらかじめ承諾する。

第7条（スタジオ撮影の周辺設備）
グリーンベーターが採用する技術と情報に基づき、スタジオ撮影のライティングを行う。
2 撮影の背景等を依頼者が指定できる。但し、場合によって指定できないことをあらかじめ承諾する。

第8条（成果物の発行・権利）
依頼者が確認するための確認用としての予備成果物は、確認用であって、依頼者へ納品する成果物に代わるものではない。
2 成果物の著作権、その他の知的財産権はグリーンベーターに帰属するものとする。依頼者はグリーンベーターの事前の許諾なく、または、その許諾の範囲を超えて使用することを禁止する。
3 成果物の発行には、依頼者の目的に応じた媒体形式で納品する。ただし、CD-Rでの納品を除き、別途手数料が発生ことをあらかじめ承諾する。
4 グリーンベーターが対応すると決定した媒体形式であっても、全てのバージョンに対応するものでないことをあらかじめ承諾する。この場合、媒体から成果物のデータを再生・表示できないが、いかなる責任もグリーンベーターは負わない。

5 依頼者から指定された媒体形式で納品した成果物を、後に複写又は別媒体で再度納品を依頼者が希望する場合、手数料が発生することをあらかじめ承諾する。また、媒体によっては成果物の品質が低下する場合があることもあらかじめ承諾する。

6 成果物の使用権は依頼者とグリーンベーターが持つ。グリーンベーターの使用については、時期、対象商品は依頼者と協議し、決定する。依頼者は、目的の範囲内で、成果物の使用、複写、又は別媒体へ変換、加工を行うことができる。その場合、依頼者が責任を負い、いかなる結果であってもグリーンベーターは責任を負わない。ただし、次条に定める撮影データ等の利用については、この限りでない。

7 成果物の再発行は、グリーンベーターがやむを得ないと認めた場合に限り、かつ成果物の納品から2週間以内とする。但し、再度のスタジオ撮影は原則として行わない。

8 依頼者が成果物を流用した類似のコンテンツの制作・販売を行うこと、成果物を営利・非営利の目的を問わず、第三者に転売、配布、譲渡、貸与、送信すること、その他第三者に使用権を譲渡し、貸与し、また担保設定することを禁止する。ただし依頼者が制作した広告等の成果物を広告主に納品、利用することはこの限りではない。
- 第8条の2（撮影データ等のAI技術への利用）
1 依頼者は、グリーンベーターが、スタジオ撮影により取得又は作成した元画像、PSDデータ、成果物、編集途中の画像、切り抜きデータ、マスクデータその他の撮影及び画像編集に関するデータ（以下「撮影データ等」という。）を、本条に定める条件に従い利用することに同意する。
2 撮影データ等の利用目的は、画像の切り抜き、マスク生成、色補正、画質改善その他の撮影・画像編集技術の研究開発、AIその他の機械学習モデルの学習、評価及び精度向上並びに、これらを利用した当社サービスの品質向上及び業務効率化とする。グリーンベーターは、特定の商品デザイン又は意匠を模倣、再現若しくは生成することを目的として、撮影データ等を利用しない。
3 グリーンベーターは、撮影対象の商品が依頼者によって一般に公開される前は、依頼された撮影、画像加工及び納品業務以外の目的で、撮影データ等をAIモデルの学習、評価又は検証に利用しない。AIモデルの学習等への利用は、依頼者から商品の公開について連絡を受けた場合又はグリーンベーターが一般公開を確認できた場合に限り開始し、公開を確認できない撮影データ等は利用対象から除外する。
4 グリーンベーターは、撮影データ等に依頼者若しくは第三者の名称、ブランドロゴ、刻印、シリアルナンバー、個人情報、営業秘密その他特定の企業又は個人を識別し得る情報が含まれる場合、当該情報を削除、マスキング又はトリミングする等、識別性を低減するために必要な措置を講じる。
5 グリーンベーターは、撮影データ等を第三者のために販売、公開、提供又は利用させない。ただし、グリーンベーターの指示に基づく処理を行わせるため、秘密保持、目的外利用の禁止、安全管理及び業務終了後のデータ削除等の条件を課したクラウドサービス又は業務委託先を利用する場合は、この限りでない。この場合も、当該事業者が撮影データ等を自己の目的又は自己のAIモデルの学習に利用することを認めない。
6 撮影データ等から構築又は改良されたAIモデルは、当面、グリーンベーターの社内業務の改善、撮影・画像編集技術の向上及び品質管理のために利用する。将来、当該AIモデルを利用した画像処理サービスをお客様その他の利用者に提供する場合があるが、元の撮影データ等、特定の依頼者又は特定の商品を識別若しくは再現できる情報が、当該サービスを通じて閲覧、提供又は出力されないよう必要な措置を講じる。
7 本条は、依頼者が本規約に同意した日以後に取得又は作成される撮影データ等に加え、同意日以前の撮影業務に関してグリーンベーターが現に保有する元画像、PSDデータその他の撮影データ等にも適用する。ただし、過去の撮影データ等については、本規約への同意及び撮影対象商品の公開を確認した後に関し、本条に定める利用を開始する。
8 依頼者は、グリーンベーター所定の方法により、撮影データ等のAI学習への利用停止又は特定案件の除外を申し出ることができる。グリーンベーターは、申出を受領した後、当該撮影データ等を新たな学習、評価及び検証の対象から除外する。
- 第9条（事故損害の補償）
グリーンベーターは、契約しているセコム株式会社を取り扱う動産総合保険範囲内において、その受注期間内かつスタジオに搬入してから搬出する間に生じた紛失、盗難、破損又は汚損による損害を与えた場合、依頼者に対して依頼品の損害を補償する。また、返却における運送業者輸送中の衝突、脱線、転覆、その他不測かつ突発的な事故も保険範囲内に含む。

- 第10条（損害補償を行わない場合）
- 前条に該当する場合であっても、グリーンベーターは、次の各項の損害については補償しない。
- (1) グリーンベーターが善良なる管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらず生じた損害
 - (2) 戦争、変乱、暴動、政治的もしくは社会的騒じょう又はこれらに準ずる事変、争議等により生じた損害
 - (3) 地震、台風、落雷、高潮、津波等の天災により生じた損害
 - (4) 依頼者又はその代理人の故意または過失により生じた損害

- 第11条（損害額の査定）
- 第9条の損害額の査定は、事故品を取得した金額を損害額とする。但し、補償額の限度額は動産総合保険の範囲内とする。
- 2 前項の場合、破損及び汚損に関しては、原則、補償額と引換に保険会社に所有権が移るが、依頼者が破損品・汚損品の引き取りを希望する場合には、保険会社と相談し対応する。
 - 3 第1項の損害額及び前項の残存価値相当額については、金額を公正ならしめるため、グリーンベーターは、第三者にその査定を依頼することができる。

- 第12条（使用権に関わる損害の補償）
- 依頼者又は依頼者以外の第三者が、グリーンベーターが発行した成果物を使用して発生したいかなる損害も、グリーンベーターは責任を負わない、又、補償することはない。

- 第13条（依頼品の返却・保管）
- グリーンベーターは、製作した成果物を依頼者に引き渡すと同時に、依頼品を返却する。スタジオで依頼者へ依頼品を返却する場合、グリーンベーターと依頼者とが共に確認する。郵送の場合は、依頼品が開梱時のビデオ録画と同じであることを確認して梱包し、代金引換にて依頼者に発送する。梱包時は確認の公平性を確保するためにビデオ録画する。
- 2 グリーンベーターは、撮影のため依頼品を受け取りし日から起算して100日を経過し、なお依頼者が依頼品を引き取らない場合には、グリーンベーターは、その後依頼品の保管責任を免れるものとする。

- 第14条（合意管轄）
- 本規約に関する訴訟は、甲府地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

- 第15条（規約外事項・規約改訂）
- 本規約に定めのない事項については、依頼者とグリーンベーターの協議によるほか、日本国の民法、商法その他の関連法令によるものとする。
- 2 グリーンベーターの予告なく規約の変更があることをあらかじめ承諾する。変更の詳細については、ホームページ等に掲示することで、通知に代えることができるものとする。

依頼者は、第8条の2に定める撮影データ等の利用に、商品の公開後における過去の撮影業務に関する元画像、PSDデータその他の撮影データ等の利用が含まれることを確認し、本規約に同意します。

規約版・適用日：令和8年9月26日版

同意日：

会社名・依頼者名：

署名又は電子同意記録：
